

各市職員体制と施設の状況

○綾部市 市民環境部 人権推進課

	課長	課長補佐	係長	係員	嘱託	()は兼務		
課長	1名							1名
人権福祉センター担当		1名		4名				5名
男女共同参画係			1名	1名				2名
		館長	館長					
隣保館 3ヶ所		(1名)	2名		5名			7名
児童館 3ヶ所	(福祉保健部が所管)							
教育集会所 4ヶ所	(教育委員会が所管)							
合 計								15名

- (1) 人権に関わる啓発、相談等に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する事。
- (3) 人権擁護委員法に関する事。
- (4) 住宅新築資金等貸付事業管理組合に関する事。
- (5) 人権福祉センターの管理運営に関する事。
- (6) 女性センターの管理運営に関する事。
- (7) 青少年の健全育成に関する事。

○舞鶴市 市民環境部 人権啓発推進室

	室長	課長		係長	係員	嘱託		
室長・課長	1名	1名						2名
人権啓発係				1名	2名	1名		4名
男女共同参画係(平成19年度から)				1名	1名			2名
				館長				
隣保館 5ヶ所(1か所のみ児童館を併設)				5名		6名		11名
教育集会所 1ヶ所	(教育委員会が所管)							
合 計								19名

- (1) 人権に関わる啓発、相談等に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する事。
- (3) 人権擁護委員法に関する事。
- (4) 人権啓発等関係団体との関係に関する事。
- (5) 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合との関係に関する事。
- (6) 市民交流センター等の管理運営に関する事。

○南丹市 市民部 市民課

	室長	課長	課長補佐	係長	係員	嘱託	()は兼務	
課長		1名						1名
人権啓発係			1名	1名				2名
			館長					
2か所は隣保館と児童館は併設								
隣保館 4ヶ所			1名		1名	12名	(内3名は館長)	14名
児童館 2ヶ所(職員は隣保館と兼務)			(1名)		(1名)	(4名)	(内1名は館長兼務)	(6名)
教育集会所 4ヶ所	職員配置なし(教育委員会が所管)							
合 計								17名

- (1) 人権啓発に関する事。
- (2) 人権擁護委員に関する事。
- (3) 男女共同参画に関する事。
- (4) 文化センター等の運営管理に関する事。
- (5) 住宅新築資金等貸付事業管理組合に関する事。

○宮津市 市民室人権啓発係 教育集会所の設置なし

		室長	課長補佐	係長	係員	嘱託	()は兼務	
室長		1名						1名
人権啓発係				1名	(1名)			1名
		館長				館長		
隣保館 1ヶ所					1名	3名	(内1名は館長)	4名
児童館 1ヶ所	室長が兼務					1名		1名
合 計								7名

- (1) 人権啓発に関する調査及び企画並びに事業の推進に関すること
- (2) 女性政策の企画及び調整に関すること
- (3) 杉末会館及び杉末児童館に関すること
- (4) 市民相談に関すること